

令和3年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第252回定例会

7月29日開会

7月29日閉会

第 252 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 3 年 7 月 29 日 (木曜日)

出席議員(18名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 菅原研治君	8番 村上満君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 半沢正宏君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 佐久間幸男君
管理課長 遠藤次男君	予防課長 二瓶忠弘君
警防課長 向山政克君	教育次長 加藤雅章君
業務課長補佐 佐藤貴之君	

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 小針久美子君
------------	-----------

議事日程

令和3年7月29日(木) 午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 報告第1号 事故繰越し繰越計算書について
- 第7 第10号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号））
- 第8 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号））
- 第9 第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について
- 第10 第13号議案 仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 第11 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

午前11時7分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

報告第1号 事故繰越し繰越計算書について

第10号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号））

第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号））

第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

第13号議案 仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

午前10時 開会

○議長（小川正人君） これより、第252回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

なお、時節柄、当組合においてもクールビズを実施しており、理事者及び議員並びに説明者も軽装により、議会に出席しておりますので、御承知願います。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（小川正人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、柴田町並びに大河原町議会議員の改選に伴い、組合同規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、9番岡崎隆君、10番佐久間克明君、13番高橋たい子君、14番大坂三男君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方々を御紹介いたします。

4月1日付けで柴田町議会議長となられました、高橋たい子君でございます。

○13番（高橋たい子君） おはようございます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（小川正人君） 柴田町議会選出の、大坂三男君でございます。

○14番（大坂三男君） 大坂三男でございます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（小川正人君） 5月6日付けで大河原町議会議長となられました、岡崎隆君でございます。

○9番（岡崎隆君） 岡崎です。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（小川正人君） 大河原町議会選出の、佐久間克明君でございます。

○10番（佐久間克明君） おはようございます。佐久間です。よろしく願いいたします。（拍手）

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番村上満君、17番菊池修一君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（小川正人君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に申し上げたように、柴田町並びに大河原町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、4月13日付けで大坂三男君、5月19日付けで佐久間克明君をそれぞれ指名選任したので御報告申し上げます。

また、議会運営委員会の委員長が空席となっておりますが、去る7月19日の議会運営委員会におきまして、角田市議会選出議員の星守夫委員が選任されております。これに伴い空席となった議会運営委員会副委員長には、セヶ宿町議会選出議員の村上満委員が選任されましたので御報告いたします。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第252回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました大河原町及び柴田町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました大河原町の岡崎隆議員及び佐久間克明議員並びに柴田町の高橋たい子議員及び大坂三男議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして就任のお祝いを申し上げます。今後の御協力、御支援をよろしく願いいたします。

行政報告といたしまして、はじめに、当組合消防本部が独自に実施している違反是正特別支援員制度が、本年5月21日に、総務省消防庁が行っている予防業務優良事例表彰において消防庁長官賞を受賞したので、御報告申し上げます。

この違反是正特別支援員制度は、令和2年4月から実施しているもので、違反是正特別支援員に任命された消防職員が、消防署及び出張所の垣根を越えて、店舗、旅館、工場等の消防法令違反に係る調査や是正に向けた指導などを数多く経験することで、本人のみならず予防業務を担当する職員全体のレベルアップを目指す制度であります。

予防専従職員のいない中小規模の消防本部においても階級や署所間の垣根を越えて違反

処理の経験・知識を蓄積できる取組であることが評価され、全国の他消防本部の模範となる優れた事例として表彰されたものであります。

今回の受賞を一つのステップとし、予防業務の技術の向上に努め、消防法令に違反している防火対象物を減少させ、更なる火災予防に努めてまいります。

次に、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の焼却再開についてであります。

仙南クリーンセンターにおいて行っておりました農林業系廃棄物の焼却処理につきましては、令和元年東日本台風被害による災害廃棄物を優先的に処理するため中断しておりましたが、昨年末で災害廃棄物の処理が完了し、農林業系廃棄物の焼却を行う準備が整いましたので、本年5月10日から処理を再開したところであります。

これまでのところ、順調に焼却を行っており、焼却に伴う煙突排ガス、スラグ及び固化灰等の放射性セシウム濃度並びに敷地境界等における空間線量率の測定結果につきましても、中断前の測定結果と同様に、環境管理基準値以下の値となっており、安全に農林業系廃棄物の焼却を実施しているところであります。

なお、これらの測定結果につきましては、組合ホームページ及び仙南クリーンセンターに設置しております環境モニターにおきまして、随時公表しているところであります。

今後とも、農林業系廃棄物の焼却につきましては、国及び県の指導をいただきながら、搬入する市町と連携し、圏域住民の安全・安心に十分配慮した環境管理体制の下で実施してまいりますので、引き続き、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和元年東日本台風により被害を受けた衛生処理施設の対応状況についてであります。お陰様をもちまして、仙南最終処分場の法面等災害復旧工事は本年5月31日に、あぶくま斎苑の調整池付近法面等復旧工事は6月30日に、それぞれ完了し、復旧することができました。

これもひとえに、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、感謝申し上げる次第であります。残すところは、仙南最終処分場の埋立て地内に発生した浸出水の処理のみとなっております。

この浸出水の処理につきましては、一般廃棄物処理に係る相互応援協定に基づき、亘理名取共立衛生処理組合に依頼し、処理を行っているところであり、本年10月頃には全ての処理が完了する見込みとなっております。事業の完了まで、万全の体制で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年2月13日に発生した福島県沖を震源とする最大震度6強の地震に伴う仙南クリーンセンターの被害復旧状況についてであります。

この地震により仙南クリーンセンターでは、廃熱ボイラの高圧蒸気配管の溶接部にゆがみが生じたほか、炉室の壁から雨漏りが確認されました。廃熱ボイラの高圧蒸気配管につ

きましたは、本年3月に工事を行い、年度内に復旧したところであります。

また、炉室の壁からの雨漏りにつきましては、詳細な調査を行ったところ、外壁のコンクリートパネルの接合部分の損傷などにより炉室内部の複数箇所から雨漏りが発生したもので、本年5月に工事に着手し、9月末には復旧する見込みであります。

なお、この地震により亙理名取共立衛生処理組合の一般廃棄物処理施設においても被害が発生しております。このことから、先ほどの仙南最終処分場の浸出水とは逆に、亙理名取の組合の方から当組合に対し、相互応援協定に基づく家庭ごみの焼却依頼があり、仙南クリーンセンターにおいて、3月1日から15日までの期間に家庭ごみ974.61トンを受け入れ、焼却処理を行ったところであります。

以上の仙南クリーンセンターの災害復旧工事及び亙理名取共立衛生処理組合から受け入れた家庭ごみの焼却処理につきましては、早急に着手する必要性がありましたことから、令和2年度及び3年度において補正予算を専決処分し、対応したところであります。

なお、本議会定例会において専決処分に係る議案を提案しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、ごみ分別アプリの利用状況についてであります。

このアプリは、スマートフォンやタブレットにおいて、ごみの分別方法や収集日を確認することができるほか、設定した時間に指定したごみの収集日を知らせる機能を備えたものであり、昨年11月1日から配信を開始し、本年6月末までの8か月間で1万件を超えるダウンロードがありました。

これは、仙南圏域約7万世帯の約14パーセントを占めており、全国で同様のアプリを導入している自治体の平均利用率10パーセントを大きく超え、多くの圏域住民の方々に御利用いただいている状況であります。

引き続き、構成市町と連携し、利用率の向上を図るとともに、このアプリを活用したごみ分別の適正化に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ごみ分別アプリの普及促進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防車両の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき、順次、更新配備を進めているところであり、今回配備した車両は、高規格救急自動車1台と昨年7月議会定例会におきまして取得の議決をいただきました普通消防ポンプ自動車1台の合計2台であります。

両車両ともに老朽化が著しいことから更新したもので、高規格救急自動車は白石消防署蔵王出張所に、普通消防ポンプ自動車は白石消防署に、それぞれ本年3月に配備し、運用を開始しております。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第29期生の入団状況についてであります。

将来の圏域を担う人材育成事業として実施しているAZ9ジュニア・アクターズ事業で

ありますが、本年度も第29期生として、圏域内の小学4年生から6年生までの児童を対象に団員の募集を行いました。新型コロナウイルス感染症による影響も懸念されましたが、10名の児童が新たに入団することとなりました。

第27・28期生と合わせ25名のジュニア・アクターズは、来年2月の公演に向け、新型コロナウイルスの感染予防対策を取りつつ活動を開始したところであります。9月までの基礎レッスン期間中は、様々な機会を捉えて団員の募集を行ってまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。以上、御報告いたします。

日程第5 一般質問

○議長（小川正人君） 日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。

残り5分前に1回、終了時に2回ベルを鳴らしますので、御承知願います。

それでは、10番、佐久間克明君、登壇願います。

○10番（佐久間克明君） おはようございます。10番佐久間克明です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に従い行わせていただきます。

質問事項、ICTへの取り組みと考え方について。総務省より令和2年12月に、「自治体DX推進計画概要」が示され、対象期間は2021年1月から2026年3月までとなっています。業務改革を含めた標準化等の進め方について、「（仮称）自治体DX推進手順書」として2021年夏をめどに提示するとされています。この中には6つの重点施策と2つの取り組むべき事項がありそれぞれの項目にゴールが示されています。

このことから本事務組合としての取り組み方、考え方を伺います。

①「自治体DX推進計画概要」への対応は構成市町との絡みもあると思うが、どのように進めていくのか。

②重要取組事項に、「⑤テレワークの推進」があります。現在多くの議会、また構成市町内議会においても「議会のICT化」に向け様々な取り組みが活発化しています。本事務組合においても、タブレットの導入など検討を進めるべきではないでしょうか。特に理事会は構成2市7町の市町長であることから、災害対応や緊急の場合においてもスムーズにモニター越しに顔を合わせ、映像や画像、文書の共有も容易に行えます。執行機関は理事会という合議体であることから、早急に推進すべきことと考えます。

③「自治体DX推進計画概要」に、地方自治体のデジタル化に向けた人材確保の必要性、地方自治体のデジタル人材の確保（外部）・育成（内部）のための支援について記載があります。しかし、すさまじいスピードで日々進んでいくICT化に行政職員が通常業務プラスアルファでデジタルという専門的なことに随時対応していくことは無理があると考え

ています。また、一自治体だけで抱えられる問題でもないと考えています。行政が専門的知識を求めても現状、受入先は容易に見つけることは不可能かと思えます。本事務組合が民間企業等外部人材を任用し、デジタル担当職員の配置を行い窓口になる必要性があるのではないかと伺います。

○議長（小川正人君） 答弁を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 佐久間議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、自治体におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画の内容などについて、御説明させていただきます。

昨年12月25日、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示したところであります。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、取り分け市区町村の役割は極めて重要であり、自治体全体として足並みをそろえ、自治体のDXに取り組んでいく必要があります。

このことから、同日付けで総務省が、自治体関連の各施策において各自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、国の支援策等を取りまとめ策定したものが、「自治体DX推進計画」であります。

この推進計画の中に記載されておりますのが、佐久間議員の御質問にあります6つの重点施策と2つの取り組むべき事項であり、自治体DXの具体的な方策として掲げられているものであります。

その重点施策の1つ目は「自治体の情報システムの標準化・共通化」、2つ目は「マイナンバーカードの普及促進」、3つ目は「自治体の行政手続のオンライン化」、4つ目は「自治体のAIなどの利用推進」、5つ目は「テレワークの推進」、6つ目が「セキュリティ対策の徹底」であります。

次に、取り組むべき事項の1つ目は「地域社会のデジタル化」、2つ目は「デジタルデバイド対策」であります。

そして、各自治体が推進計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今年7日に総務省から示されましたのが「自治体DX推進手順書」であります。

今後、各自治体におきましては、この推進手順書に基づき、取組を進めていくこととなります。

以上のことを踏まえまして、佐久間議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

1点目の「自治体DX推進計画への対応を組合としてどのように進めていくのか」との御質問につきまして、お答えいたします。

この推進計画は昨年12月に示されたものであり、各自治体におきましては、今年7日に示されました自治体DX推進手順書をもとに、今後、自治体情報システムの標準化・共通化や自治体の行政手続のオンライン化に係る作業などについて、取組を推進していくものと考えております。

当組合の場合は、市町村事務とは異なる点もありますが、テレワークの推進や情報セキュリティ対策など取り組むべき内容もありますことから、構成市町の状況を確認しながら検討を行い、可能なものにつきましては、費用対効果を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「理事会にタブレットなどの導入の検討を進めるべきではないか」との御質問にお答えいたします。

当組合の理事会につきましては月1回開催しているところではありますが、理事会の開催に当たりましては、日程の調整に大変苦慮している状況にあります。

また、今後は新型コロナウイルス感染症などのまん延により、これまでのように理事全員が一堂に会し、理事会を開催することが困難となる場合も想定されますことから、モニター会議は大変有効な手段であると考えます。

今後、構成市町と協議検討を行い、情報セキュリティの面や費用対効果も含め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の「デジタル担当職員の配置を行い、窓口になる必要があるのではないか」との御質問にお答えいたします。

昨年示された推進計画書では、自治体のDX推進のため、都道府県は、国の支援のもと外部人材の発掘、紹介・調整を行うことにより、市町村の外部人材の任用を支援するという計画となっており、外部人材を任用するのは市町村となっているところであります。

また、この推進計画にある自治体情報システムの標準化・共通化や自治体の行政手続のオンライン化を進めようという事務につきましては、当組合では取り扱っておらず、市町村の事務の内容に精通していない組合においてデジタル担当職員を配置したとしても、事務の効率化を図ることは難しいと考えております。

このようなことから、現時点において、当組合に窓口となるデジタル担当職員を配置することは考えておりません。

しかしながら、今後、構成市町が自治体DXを推進していく中におきまして、構成市町から組合に対する要望などがありましたら、その時点で協議調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小川正人君） 10番、佐久間克明君。

○10番（佐久間克明君） 再質問させていただきます。①と②についてですが、組合でありそして費用対効果もあるので、真っ先に仙南広域の事務組合が手を挙げて進むっていうことは容易ではないと考えます。

しかしながら、今現在各自治体においても職員が適正化を受け少なくなっていく。業務が多忙化、多様化する中で、この業務の効率化と人的資源の、言い換えれば人材だと思うんですけども、それを作ることが何より今後大事ではないかと考えていますし、避けて通れないものだと考えています。

また、DX推進のための6つの重点施策、取り組むべき課題、事項ですか、それに関しては広域内のどこかの一自治体ができるわけでもないですし、ましてや広域の事務組合主導で進められるべき、単独で進めるべき課題でもないと考えています。だからこそ2市7町がうまくまとまって進んでいく必要があると考えています。

なので組合が、手を挙げて率先して進めることはできないかもしれないんですが、広域行政事務組合として、自治体が方向性を打ち出したり、共有するその手助けっていうのは広域でもできるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） これからのですね、DXを進めていく上では避けて通れない課題でございます。そのときにですね、やっぱり市町村の業務の中で、量的な問題、定型化された問題、これはですね、やはりDXを導入して効率化を図る。その図った分の余剰人員を人員については企画の部門、本来やらなければならない部門、そちらの方に回していくという方向性は間違いないというふうに思っておりますが、具体的にどういう業務がですね、このDXになじむかどうか、多分各市町村でもこれからですね、掘り起こしに入るんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、各自治体が業務を見直してDXを導入した方が紙ベースよりも効率化を図れる、業務の効率化を図れる、費用も安くなる、そういうところを詰めた上でですね、広域行政としてアドバイスできることがあれば、アドバイスをしていくということになります。そのときに問題になるのがですね、実は広域行政、御理解いただいていると思うんですが、業務内容につきましては、各市町の要望並びに議会の議決をして規約で決められております。今のところは条例で事務所掌の中の企画財政課に情報に関することと、それしかないものですから、本格的にですね、この情報化、DXに取り組むとなると人の面、組織の面、それからお金の面でですね、新たに広域行政の規約としてですね、合意を得なければならぬのではないかとというのが今の広域の段階でございます。その辺をですね、やっぱりこれから理事会並びに組合議会の方でもですね、そのように組織的にそれから人材もお金も各市町から出し合って広域の規約の中に入れていくかどうか、この検討はしていかなければならないというふうに思っております。

今やらなければならないのはですね、マイナンバーカード、市町村でやられる一番基本的なマイナンバーカードの普及なんですけど、宮城県は若干遅れている状況でございます。各自治体は、多分50パーセントいってないのではないかなというふうに思いますので、デジタル化の基本となるマイナンバーカードの普及、これが社会のデジタル化を進めていく

上でも大変大事なツールでございますので、まずは各市町村、柴田町の町長としての考えを言ってしまうけれども、各自治体がマイナンバーカードの普及をさせていくという中で、同時並行でデジタル化を進めていかなければならないのではないかなというの、今の理事会での基本的な考えではないかなというふうに思っております。

○議長（小川正人君） 10番、佐久間克明君。

○10番（佐久間克明君） あくまでももちろん広域としてなので、各自治体のそのお金の面であったり、いろいろなことがあつての進んでいくことだとは思って承知はして質問させていただいています。今後、各市町そして組合の方でも模索しながら検討を進めていくと思うんですけども、その組織的に進めていく中で、各市町だけでももちろんできないことで、すし、情報の共有だったり、資料をもらったりだとかそういう情報の共有ですね、そういうのはとても大事になると思いますので、だからこそ広域という組合に加入している市町が共に歩みを進めていっていただければと思います。

最後に③の部分なんですけども、窓口になる部分についてなんですけども、専門的知識っていうのは分からないと思いますし、各職員の方が聞きたいときに聞く場所っていうのが実際無いと思いますし、答弁では各構成市町から組合に対する要望などがあつたら、その時点で協議調整を図ってまいるということだったんですけども、是非これに関しては組合でできないのであれば、構成市町で県に求めるなり何なりっていうことが今後必ず必要だと思いますので、是非御協議していただければと思いますので、その件については質問にしてもよろしいでしょうか。

○議長（小川正人君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 昨年の12月に総務省から仕様がありまして5年計画を立ててこのDXを進めていくということになるんですが、まだまだですね、各自治体の組織体制、それから人材のスキルがですね、まだ十分ではないということでございます。そのためには外部のアドバイスと、これは大変重要なこととなります。実はその外部の人材につきましては、県の方です、21年度から市町村ITアドバイザー制度というものを設けてですね、市町村への助言を行っております。その助言を行っているんですが、実際にまだその時点ではデジタル化というのが進んでおりませんので、利用実態があまり無かったようでございます。それで、令和3年度からデジタルみやぎ推進アドバイザーというところに名前を改めまして、引き続き市町村に対する支援を行うことというふうに県の方でも衣替えをしております。ですからやはり県の実態、市町村の実態の中身はですね、全く一緒ではないんですが似ている部分がございますが、実は広域行政と市町村ではちょっと壁がある。広域行政は言葉が悪いんですが、本当の縦割り、消防、教育、ごみという縦割りとなると、なかなかこの共通化という面で見れる職員もいませんので、どうしたらその効率化を図れるかっていう組織自体にそういうスキルも無いんですね。ですから、広域行政でこういうアドバイザーを配置したとしても、自治体業務に精通していないとどこからこのD

Xに取り組んだらいいか分からないというような状況でございます。

ですから、今の現在でのこの広域行政の体制としては、やはり国の新しい情報提供については積極的に情報収集して市町村とのキャッチボール、これは進めてまいります、具体的な業務というところまで深掘りするというのであれば、先ほど申し上げましたけども、各市町で広域行政にそういうセクションを設けなさいというところに熟成されるのかどうかと、今後5年間で。もしそういう動きであれば、当然積極的に業務をやらなければならない、指導もしなければなりません。そのときにはこのアドバイザーっていうのも、組合で雇ってですね、各自治体を指導することもできるのではないかなというふうに思います。まだ始まったばかりでございますので、各自治体のデジタル化の推進の熟度を見ましてですね、対応させていただければなというふうに今のところ思っているところでございます。

○議長（小川正人君） 10番、佐久間克明君。

○10番（佐久間克明君） このコロナの中で、国が打ち出す施策であったり、あとまたいろいろワクチンの接種であったり、そういう部分で多々問題とか課題がたくさん出てきて、経験したことのないことを皆さんで取り組んでいるわけですけども、その中でもやっぱり縦割りの問題っていうのがクローズアップされていると私も思っています。これからの行政においても、自治体同士の情報共有であったり活用はとても大事だと考えています。今回の一般質問をすることによって、仙南広域構成市町の執行部または議会においても、ICTやデジタル化に活発に取り組まれることを期待しまして、わたくしの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小川正人君） 以上で、10番、佐久間克明君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第6 報告第1号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小川正人君） 日程第6、報告第1号、事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第1号、事故繰越し繰越計算書について、御報告いたします。

令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳出予算のうち、介護保険課の審査会資料作成支援システムプログラム変更委託に係る経費及び令和元年東日本台風による施設の法面などの災害復旧事業に係る3事業の経費、総額8,995万1,850円を翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、報告第1号の詳細説

明を申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計におきまして、令和3年度に事故繰越しをしました事業は、全部で4事業でございます。

表の一番下になりますが、事故繰越4事業に係る支出負担行為額の合計は、1億6,684万7,500円で、そのうち、支出済額は7,689万5,650円、支出未済額は8,995万1,850円となり、この支出未済額全額を、翌年度繰越額として繰越したものでございます。

次に、繰越額の財源内訳について、御説明いたします。

まず、既収入特定財源といたしまして、5,314万8,000円、未収入特定財源のうち、国庫補助金が2,283万5,000円、地方債が1,140万円、最後に一般財源が、256万8,850円であります。

次に、事業ごとの内容について、御説明いたします。

はじめに、3款1項社会福祉費では、厚生労働省からの改訂版の介護認定ソフトの配布が遅延したため、繰越ししたものでございます。

次に、9款災害復旧費につきましては、令和元年東日本台風災害の復旧に要する事業費の繰越しでございます。

令和元年度から令和2年度に明許繰越した事業のうち、あぶくま斎苑及び仙南最終処分場の法面等の復旧工事につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、建設資材の調達や作業人員の確保が困難な状況となったことから、事業が遅延したものでございます。

また、仙南最終処分場の浸出水運搬処理事業につきましては、長雨や降雪などの天候不良によりまして、事業が遅延したものでございます。

なお、事業ごとの繰越財源につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

最後に事業の進捗状況について御説明申し上げます。

3款民生費及び9款災害復旧費のうち、あぶくま斎苑及び仙南最終処分場の法面等復旧工事につきましては、既に事業が完了いたしております。

残る仙南最終処分場の浸出水運搬処理事業につきましては、本年10月末頃を事業の完了見込みとしているところでございます。

以上が、報告第1号の詳細説明となります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

日程第7 第10号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号））

○議長（小川正人君） 日程第7、第10号議案、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第10号議案、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号につきまして、令和3年2月26日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分した補正予算の内容としましては、本年2月13日に発生した福島県沖地震により被害を受けた仙南クリーンセンターの災害復旧に要する経費のほか、当該地震によりごみ処理施設に被害のあった亙理名取共立衛生処理組合から相互応援協定に基づく家庭系一般廃棄物の焼却依頼がありましたので、この処理に要する経費を追加する補正予算であります。

早急に補正予算を編成し対応する必要があり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第10号議案の詳細説明を申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

専決処分書になります。令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものでございます。専決処分日は、令和3年2月26日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和2年度予算書（2月補正）をお願いいたします。

こちらの1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算及び地方債について補正をしたものでございます。

はじめに、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,400万円を追加し、補正後の予算総額を45億3,518万7,000円といたしましたものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。

8ページ、9ページお願いいたします。

歳入予算です。上段8款2項雑入では、1,300万円を増額したものでございます。

これは、亙理名取共立衛生処理組合からの、ごみ受入れ依頼量1,000トンに係るごみ処理費用負担金でございます。

下段9款1項組合債では、仙南クリーンセンターの災害復旧事業が、災害復旧債の対象事業となりましたことから、100万円を計上したものでございます。

10ページ、11ページお願いいたします。

歳出予算です。上段4款2項清掃費では、1,300万円を増額しております。

はじめに、2目じん芥処理費では、亙理名取共立衛生処理組合から受入れ依頼のありました、上限1,000トンの家庭ごみを処理する経費といたしまして、運営委託料312万2,000円を増額としたほか、1目清掃総務費では、8款諸収入の増額分1,300万円から、この運営委託料を差し引いた額を財政調整基金に積立てしたものでございます。

次に、下段8款1項予備費では、災害復旧事業のうち、事業費の財源不足分6万2,000円を減額としたものでございます。

12ページ、13ページお願いいたします。

9款1項廃棄物処理施設災害復旧費に、仙南クリーンセンターの燃焼ガス冷却設備復旧工事といたしまして106万2,000円を計上したものでございます。

過日発生した福島県沖地震に伴い、当該施設の燃焼ガス冷却設備の配管のゆがみが確認されたため、施設の運転管理上、早急に復旧を図る必要が生じたため、予算を計上したものでございます。

前に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

追加といたしまして、災害復旧事業に係る地方債の限度額を100万円と定めたもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、専決処分いたしました令和2年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号の詳細説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度仙南地域広域

行政事務組合一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（小川正人君） 日程第8、第11号議案、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第11号議案、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号につきまして、令和3年4月28日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分した補正予算の内容としましては、本年2月13日に発生した地震により被害を受けた仙南クリーンセンターの外壁などの復旧に要する経費を追加する補正予算であります。

早急に補正予算を編成し対応する必要があり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第11号議案の詳細説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

専決処分書になります。令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものでございます。

専決処分日は、令和3年4月28日でございます。

ここで、別冊になりますが、表紙の左上に専決処分と記載されております令和3年度予算書（4月補正）をお願いいたします。

こちらの1ページをお開き願います。

はじめに、予算の規模ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,980万円を追加し、補正後の予算総額を47億3,024万5,000円といたしましたものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細について御説明申し上げます。

8ページ、9ページお願いいたします。歳入予算でございます。

上段、6款1項基金繰入金では、災害復旧事業の財源といたしまして、財政調整基金から1,980万円を繰入れするものでございます。

10ページ、11ページお願いいたします。歳出予算でございます。

9款1項廃棄物処理施設災害復旧費に、仙南クリーンセンターの外壁等に係る復旧工事費といたしまして、1,980万円を計上したものでございます。

過日発生した福島県沖地震に伴い、施設の壁面取合部のシール切れ、塗面割れが発生し、雨漏りが確認できたため、各設備や機器類に悪影響を及ぼさないよう、早急に復旧を図るものでございます。

以上が、専決処分いたしました令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号の詳細説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 第12号議案 普通消防ポンプ自動車の取得について

○議長（小川正人君） 日程第9、第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、大河原消防署川崎出張所に配備されている普通消防ポンプ自動車は、取得後15年が経過しており、車両本体に劣化が見られ、災害現場において支障を来す懸念が出始めたことから更新するものであります。

今回、取得しようとする車両には、容量が600リットルの水槽と圧縮空気泡消火装置を装備しており、少量の水で消火する能力を有し、水利不足の現場においても消火活動能力の向上が図られるものであります。

また、降雪地帯に対応するためオールシャッター仕様とし、水槽及び配管に電気ヒーターを取り付けるなど、凍結防止対策を講じた車両となっております。

入札参加業者につきましては、資格、信用ともに十分である当該車両の製造及び納品メーカー全10者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月28日に入札会を行っております。

2度の入札を行いました但落札には至らず、2度目の入札で最低価格を提示したトーハツ県南サービス株式会社と同法施行令第167条の2第1項第8号の規定による見積り合わせを行った結果、予定価格を下回る見積書の提出がありましたので、同者を契約の相手方と決定したところであります。

取得価格は4,543万円、7月2日付けで物品売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号並びに仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第12号議案、普通消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第13号議案 仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する 条例

○議長（小川正人君） 日程第10、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第13号議案、仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正

する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、当組合監査委員条例において引用する条文を改める必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第13号議案、組合監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の8ページ、参考資料の3ページをお開き願います。

理事長の提案理由にありますとおり、地方自治法の一部改正が行われております。

この改正で、新たに第243条の2としまして、首長等の損害賠償責任の一部免責に関する条文が追加されております。

この改正によりまして、組合監査委員条例で引用しておりました地方自治法第243条の2が第243条の2の2と改まりましたので、新旧対照表にありますように改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第13号議案、仙南地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議発第1号 仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（小川正人君） 日程第11、議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の提案理由を求めます。4番、星守夫君、登壇願います。

○4番（星守夫君） 皆さん、改めましておはようございます。4番、星守夫でございます。

す。議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

標準市議会会議規則の一部が改正され、女性をはじめ多様な人材が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助といった具体的に例示するとともに、出産については医学的な知見を踏まえ、産前産後の母体保護の観点から、欠席期間の範囲を明文化するものであります。

また、会議に出席できない事由を一括して事故と総称しておりましたが、法令上の概念と一般社会における概念に隔たりがあることから、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、公務、疾病、を例示するとともに、事故をやむを得ない事由に改めるものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に求めている押印を署名又は記名押印に改めるものであります。

議員の派遣につきましては、これまでも必要に応じて実施しておりました議員視察を議会活動の場として、地方自治法第100条第13項の規定に基づき、会議規則に規定するものであります。

詳細につきましては、議員提案参考資料の新旧対照表のとおりで、公布の日から施行しようとするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、議発第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第252回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午前11時7分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和3年7月29日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川 正人

署名議員 村上 満

署名議員 菊池 修一